

社会福祉法人春日井市社会福祉協議会
嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会就業規則（平成20年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第8号。以下「就業規則」という。）第4条の規定に基づき、就業規則第3条第3項に規定する嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）及び同条第4項に規定する再雇用等職員（以下「再雇用等職員」という。）の給与について、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 嘱託職員及び再雇用等職員の給与は、給料、放課後児童支援員資格手当、チーフ手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、月次処遇改善手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、期末処遇改善手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第3条 給料は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の就業に関する要綱（平成20年10月1日施行。以下「嘱託職員等就業要綱」という。）第16条に規定する勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）の勤務に対して支給する。

2 嘱託職員の職、その職に必要な資格及び給料月額は、次の表に定めるところによる。

職	資格		給料月額
介護福祉士	介護福祉士資格		164,100円
社会福祉士	社会福祉士資格		185,200円
精神保健福祉士	精神保健福祉士資格		185,200円
介護支援専門員	介護支援専門員資格		185,200円
言語障がい児訓練指導員	教員免許状		185,200円
保育士	保育士資格	勤務年数4年以下	172,600円

		勤務年数 4 年超	180, 300円
児童指導員	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号。以下「児童福祉施設基準」という。)第43条各号のいずれかに該当していること。	勤務年数 4 年以下	172, 600円
		勤務年数 4 年超	180, 300円
母子支援員	児童福祉施設基準第28条各号のいずれかに該当していること。	勤務年数 4 年以下	172, 600円
		勤務年数 4 年超	180, 300円
少年指導員	なし		161, 600円
放課後児童支援員助手	学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業していること、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められていること若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了していること(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了していることを含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定していること。		151, 174円
放課後児童支援員	春日井市放課後児童健全育成事業の設備及び運	勤務年数 1 年以下	161, 464円
		勤務年数 1 年超	162, 774円
		勤務年数 2 年超	163, 990円

	営に関する基準を定める条例(平成26年春日井市条例第27号)第11条第3項各号のいずれかに該当し、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了していること。	勤務年数3年超	166,329円
		勤務年数4年超	168,667円
		勤務年数5年超	171,006円
		勤務年数6年超	173,251円
		勤務年数7年超	174,841円
		勤務年数8年超	176,338円
		勤務年数9年超	177,929円
		勤務年数10年超	179,332円
		勤務年数11年超	180,922円
		勤務年数12年超	182,606円
		勤務年数13年超	184,196円
		勤務年数14年超	185,693円
准看護師	准看護師資格		181,300円
看護師	看護師資格		195,500円
保健師	保健師資格		218,600円
その他嘱託職員	会長が職ごとに別に定める資格		161,600円

3 前項の表の職で勤務年数の定めのあるものにおける勤務年数は、4月1日において連続する当該職の年数とする。

4 第2項及び前項の規定にかかわらず、60歳に達した日以後における給料月額、60歳に達した日に受けていた給料月額とする。

5 再雇用等職員の給料は、別表第1に定めるところによる。

(給料の支給)

第4条 給料の支給日については、就業規則第3条第2項に規定する職員(以下「正規職員」という。)の例による。

(休職者等の給与)

第5条 休職者等の給与については、正規職員の例による。

- 2 嘱託職員及び再雇用等職員が就業規則第64条第3号の規定により停職されたときは、その停職の期間中いかなる給与も支給しない。

(放課後児童支援員資格手当)

第6条 放課後児童支援員資格手当は、放課後児童支援員に対して、次の各号に掲げる勤務年数（第3条第3項において規定する勤務年数をいう。）の区分に応じ、当該各号に定める額を支給する。

- (1) 勤務年数が5年以下の者 月額10,000円
 - (2) 勤務年数が5年を超える者 月額20,000円
- (チーフ手当)

第6条の2 チーフ手当は、放課後児童支援員のうち、担当する子どもの家を掌理するものに対して支給する。

- 2 チーフ手当の月額は、10,000円とする。

(管理職手当)

第6条の3 管理職手当は、再雇用等職員のうち、管理又は監督の業務を行うものに対して支給する。

- 2 前項の管理職手当は、別表第2に定めるところによる。

(管理職員特別勤務手当)

第6条の4 管理職員特別勤務手当は、再雇用等職員のうち、管理又は監督の業務を行うものに対して支給し、その支給方法については正規職員の例による。

(月次処遇改善手当)

第6条の5 月次処遇改善手当は、母子支援員、少年指導員、放課後児童支援員及び放課後児童支援員助手の職にある嘱託職員（以下この条及び第11条の2において「対象職員」という。）に対して第4条に定める日に支給する。

- 2 月次処遇改善手当の額は、9,000円とする。
- 3 対象職員が、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの勤務を要する日の全日数にわたって勤務しないこととなるときは、当該月に係る第1項の月次処遇改善手当は支給しない。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、通勤している嘱託職員及び再雇用等職員に対して支給し、その支給方法については正規職員の例による。

(特殊勤務手当)

第8条 特殊勤務手当は、特殊な勤務に従事する嘱託職員及び再雇用等職員に対して

支給し、その支給方法については正規職員の例による。

(時間外勤務手当)

第9条 正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命じられた嘱託職員及び再雇用等職員には、正規の勤務時間以外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第15条第2項に規定する勤務1時間あたりの給与額に正規の勤務時間以外の時間にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合はその割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第10条の規定により正規の勤務時間中に勤務した嘱託職員及び再雇用等職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。）における勤務 100分の125（7時間45分に満たない勤務については、100分の100）

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた嘱託職員及び再雇用等職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（春日井市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第15条第2項に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務の時間とその勤務した週における割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

3 第1項の規定にかかわらず、あらかじめ割り振られた4週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命じられた職員には、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（会長が別に定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第15条第2項に規定する勤務1時間あたりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間のうち、その勤務の時間と割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が155時間に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

(休日勤務手当)

第10条 休日勤務手当は、休日勤務を命じられた嘱託職員及び再雇用等職員に対して

支給し、その支給方法については正規職員の例による。

(宿日直手当)

第10条の2 宿日直手当は、宿日直勤務を命じられた嘱託職員及び再雇用等職員に対して支給し、その支給方法については正規職員の例による。

(期末手当)

第11条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第13条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する嘱託職員及び再雇用等職員に対して、それぞれ基準日の属する月の会長が定める日（次条及び第13条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員給与規程（平成14年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第8号。以下「給与規程」という。）第10条第6項の規定の適用を受ける職員及び会長が定める職員を除く。）で会長の定めるものについても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

3 再雇用等職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは、「100分の67.5」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において嘱託職員及び再雇用等職員が受けるべき給料月額とする。

5 嘱託職員のうち、その職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して会長が定めるものについては、前項の規定にかかわらず同項に規定する合計額に、会長が定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で会長が定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(期末処遇改善手当)

第11条の2 期末処遇改善手当は、対象職員に対して、前条第1項に定める日に支給する。

- 2 期末処遇改善手当の額は、9,000円とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、前項の期末処遇改善手当の額は、基準日以前6か月以内の期間における対象職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、前項に定める額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1) 6か月 100分の100
 - (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
 - (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
 - (4) 3か月未満 100分の30

第12条 次の各号のいずれかに該当する者には、第11条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当及び期末処遇改善手当（以下「期末手当等」という。第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当等）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第64条第6号の規定による懲戒解雇の処分を受けた嘱託職員及び再雇用等職員
- (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した嘱託職員及び再雇用等職員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当等の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第13条 会長は、支給日に期末手当等を支給することとされていた嘱託職員及び再雇用等職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当等の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当等を支給することが、職務に対する信頼を確

保し、期末手当等に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

2 会長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止処分を受けた者が、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末手当等の基準日から起算して1年を経過した場合

3 前項の規定は、会長が一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当等の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

4 会長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分について必要な事項は、会長が定める。

(勤勉手当)

第14条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する嘱託職員及び再雇用等職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の会長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した嘱託職員及び再雇用等職員（会長が定める嘱託職員及び再雇用等職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、会長が定める基準に従い会長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、会長が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる嘱託職員及び再雇用等職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

- (1) 嘱託職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の100を乗じて得た額の総額
- (2) 再雇用等職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の47.5を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において嘱託職員及び再雇用等職員が受けるべき給料の月額とする。

4 第11条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第11条第4項」と読み替えるものとする。

5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第12条中「前条第1項」とあるのは「第14条第1項」と読み替えるものとする。

6 会長は、特に必要があると認めるときは、予算の範囲内において、会長が定める額を第2項の規定による勤勉手当の額に加算することができる。この場合において、その加算する額は、第1項の規定にかかわらず、会長が定める日に支給する。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第15条 第18条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、給与月額に12を乗じ、その額を嘱託職員等就業要綱第16条に規定する1週間あたりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第9条及び第10条に規定する勤務1時間あたりの給与額は、給与月額に12を乗じ、その額を嘱託職員等就業要綱第16条に規定する1週間あたりの勤務時間に52を乗じたものから、嘱託職員等就業要綱第19条に規定する1日あたりの勤務時間に19を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

(端数計算)

第16条 第18条に規定する勤務1時間あたりの給与額並びに第9条及び第10条の規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)

第17条 第9条及び第10条の規定は、第6条第1項に規定する職にある嘱託職員及び再雇用等職員には適用しない。

(給与の減額)

第18条 嘱託職員及び再雇用等職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、給与額

を減額し、その減額の方法については正規職員の例による。

(給与からの控除)

第19条 第2条に定める給与を支払う場合において、当該支払う給与から控除することができるものは、他の法令等に定めるもののほか、会長が定めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月29日から施行する。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

2 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第11条第2項及び第14条第2項の規定の適用については、第11条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、「100分の120」とあるのは「100分の110」と、第14条第2項中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、「100分の95」とあるのは「100分の85」とする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年12月15日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。
(給与の内払い)
- 3 改正後の給与要綱の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要

綱（以下「改正後の給与要綱」という。）第15条第2項の改正規定を除く。）による改正後の規定は、平成27年4月1日から、第1条の規定（給与要綱第15条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与要綱の規定は、平成28年1月1日から適用する。

（給与の内払い）

- 3 改正後の給与要綱の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年12月20日から施行し、平成28年12月1日から適用する。
（平成28年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
- 2 平成28年12月に支給する勤勉手当に関する第14条第2項の規定の適用については、第14条第2項中「100分の85」とあるのは「100分の90」と、「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の40」とあるのは「100分の42.5」とする。

（給与の内払い）

- 3 改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱（以下「給与要綱」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年3月15日から施行し、平成29年12月1日から適用する。
（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）
- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当に関する第14条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とする。

（給与の内払い）

- 3 改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱（以下「給与要綱」という。）の規定を適用する場合においては、改正前の給与要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いと

みなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成30年12月18日から施行し、改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）別表第2（第3条関係）の規定は同年4月1日から、改正後の給与要綱第14条の規定は同年12月1日から適用する。
- 2 改正後の給与要綱の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員の給与に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和元年12月18日から施行し、改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）の規定は同年12月1日から適用する。
- 2 改正後の給与要綱の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年2月1日から施行する。
(職名の切替えに伴う経過措置)
- 2 施行の日前から施行の日を超えて引き続いた雇用契約（以下「原契約」という。）を締結している「保育士又は児童厚生員」は、その者の有する資格及び職務の内容に応じて、「保育士」又は「児童指導員」と読み替えるものとし、原契約が満了する日まで給与その他の処遇については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）第6条の5の規定は、令和4年2月1日から適用する。
(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の給与要綱第11条第2項並びに社会福祉法人春日井市社会福祉協議会給与規程（平成14年規程第8号。以下この項において「給与規程」という。）第10条第1項から第3項まで及び第6項並びに給与規程第24条第3項から第5項まで（社会福祉法人春日井市社会福祉協議会職員の育児休業、介護休業等に関する規程（平成22年規程第5号）第13条第2項を適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日（同日前1月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日）における次に掲げる職員の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) (2)に掲げる職員以外の職員 127.5分の15
 - (2) 社会福祉法人春日井市社会福祉協議会就業規則（平成20年規程第8号）第3条第4項に規定する再雇用等職員 72.5分の10

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。
(令和4年6月に支給する期末処遇改善手当の特例措置)
- 2 令和4年6月に支給する期末処遇改善手当の額の算定にあたり、第6条の5第3項第2号中「100分の80」とあるのは「100分の100」と、同項第3号中「100分の60」とあるのは「100分の100」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年12月16日から施行し、改正後の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱（以下「改正後の給与要綱」という。）の規定は同月1日から適用する。
(令和4年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置)
- 2 令和4年12月に支給する勤勉手当に関する第14条第2項の規定の適用については、同項第1号中「100分の100」とあるのは「100分の105」と、同項第2号中「100分の47.5」とあるのは「100分の50」とする。

(給与の内払い)

- 3 改正後の給与要綱の規定を適用する場合においては、改正前の社会福祉法人春日井市社会福祉協議会嘱託職員及び再雇用等職員の給与に関する要綱の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与要綱の規定による給与の内払いとみなす。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

雇用形態 職	本会を定年退職後に雇用するもの	春日井市を定年退職した者で雇用するもの
福祉総合職給料表（給与規程第 4 条第 1 項第 1 号において定める福祉総合職給料表をいう。以下同じ。）の 8 級の職務にある職	272,000円	288,320円
福祉総合職給料表の 7 級の職務にある職	255,600円	270,936円
福祉総合職給料表の 6 級の職務にある職	250,100円	265,106円
福祉総合職給料表の 2 級の職務にある職	215,200円	228,112円

別表第 2（第 6 条の 3 関係）

雇用の形態 職	本会を定年退職後に再雇用されたもの	春日井市を定年退職後に再雇用されたもの
福祉総合職給料表の 8 級の職務にある職	30,300円	32,118円
福祉総合職給料表の 7 級の職務にある職	26,000円	27,560円
福祉総合職給料表の 6 級の職務にある職	19,200円	20,352円